

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために

(ver. 2020.0410)

令和2年4月10日

水産大学校校長

学生 各位

(1) 37.5°C以上の熱が出たとき

- ① 学校を休み、部屋で安静にする。
- ② 担任に電話し、自分の状態と休むことを伝える。部屋から出歩かない。
- ③ 毎日、起床時と就寝前に検温し、熱が4日以上続いたら、保健所の相談窓口で電話。保健所の指示に従う。
- ④ 電話で保健所の指示内容を担任に報告する。

(2) 37.5°C以上の熱が4日以上続く、強いだるさや息苦しさがある

- ① 保健所の相談窓口で電話。保健所の指示に従う。
- ② 電話で保健所の指示内容を担任に報告する。

【下関市の新型コロナウイルス相談窓口】(帰国者・接触者相談センター)

下関市立下関保健所 保健医療政策課

電話番号：083-250-7778

開設時間：午前9：00～午後9：00（平日・土日祝日とも）

■上記の対応をしたうえで新型コロナウイルスの感染がわかったときに行うこと

- ① 担任に報告
- ② 保健所の指示に従い療養

(3) 濃厚接触者となった場合

- ① 速やかに担任に報告
- ② 保健所及び担任の指示・指導に従い、感染者と接触した最後の日から14日間は自宅待機（自宅学習など）し、発熱状況や体調の経過を観察する。
- ③ 発熱や咳などの症状が出た場合は医療機関には行かず、まずは保健所に相談。
- ④ 相談窓口または管轄の保健所から指定された医療機関を受診し、新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、上記(2)により対応。
- ⑤ 14日間の体温や体調を大学校から与えられた自己健康チェックシートに記入する。

- ⑥ 保健所の判断に基づき問題がなければ 14 日後に学生課に自己健康チェックシートを提出。

※ 濃厚接触者と判断されなかった場合

発熱・咳などの症状がなければ、大学校の指示に合わせた生活をする。ただし、必ず 14 日間は体調の経過観察を行い、担任に報告すること。

- (4) 同居者が濃厚接触者となった場合

- ① 速やかに状況を担任に報告
- ② 保健所の指導に基づいた生活をする。ただし、必ず 14 日間は発熱状況や体調について自己健康チェックシートをもとに経過観察を行い、学生課に観察の結果を報告。

- (5) 同居者に感染者がいる（同居者が上記（2）の症状である）

- ① 保健所の相談窓口へ電話。保健所の指示に従う。
- ② 電話で保健所の指示内容と状況を担任に報告する。

参考資料

- ・厚生労働省：家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>
- ・日本環境感染学会：新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

「おやっ？」と思ったら最初にやること

令和2年4月10日
水産大学校校長

マニュアル番号

- | | | |
|--|---|----------------------------|
| (1) 37.5°C以上の熱がある | → | 担任に電話かメール |
| (2) ・37.5°C以上の熱が4日以上続く
・強いたるさや息苦しさがある | → | ・保健所に電話; つぎに
・担任に電話かメール |
| (3) 濃厚接触者になった場合 | → | 担任に電話かメール |
| (4) 同居者が濃厚接触者になった場合 | → | 担任に電話かメール |
| (5) 同居者に感染者がいる(同居者が上記(2)の症状である) | → | ・保健所に電話; つぎに
・担任に電話かメール |